

令和 4 年 第 2 回

さくら市議会定例会議案書

付 議 事 件

第 2 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	さくら市議会議員及びさくら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びさくら市議会議員及びさくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について	市 長	P 3
2	さくら市税条例等の一部改正について	"	P 5
3	さくら市都市計画税条例の一部改正について	"	P10
4	さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の一部改正について	"	P12
5	令和 4 年度さくら市一般会計補正予算(第 2 号)	"	P13
6	令和 4 年度さくら市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)	"	P33
7	市道路線の認定について	"	P48
8	市道路線の変更について	"	P49
報告 1	令和 3 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	"	P50
報告 2	令和 3 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	"	P52
報告 3	令和 3 年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	"	P54
報告 4	令和 3 年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	"	P56
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦について	"	P58

議案第1号

さくら市議会議員及びさくら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びさくら市議会議員及びさくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

さくら市議会議員及びさくら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びさくら市議会議員及びさくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月2日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市議会議員及びさくら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びさくら市議会議員及びさくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(さくら市議会議員及びさくら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第1条 さくら市議会議員及びさくら市長の選挙における選挙運動用自動

車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例（平成17年さくら市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

（さくら市議会議員及びさくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正）

第2条 さくら市議会議員及びさくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成20年さくら市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のさくら市議会議員及びさくら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びさくら市議会議員及びさくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第2号

さくら市税条例等の一部改正について

さくら市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月2日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市税条例等の一部を改正する条例

(さくら市税条例の一部改正)

第1条 さくら市税条例(平成17年さくら市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わるものとして施行規則で定める事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等

譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第73条の2中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わるものとして施行規則で定める事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わるものとして施行規則で定める事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。
25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の2第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第26条を削る。

（さくら市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 さくら市税条例等の一部を改正する条例（令和3年さくら市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第2項の改正規定中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中さくら市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中さくら市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(さくら市税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第17号)附則第2条第2項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中さくら市税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定及び同条例第73条の3第1項の改正規定並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる改正後のさくら市税条例第18条の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後のさくら市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び事項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出す

る同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前のさくら市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後のさくら市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後のさくら市税条例第73条の2第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。
- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後のさくら市税条例第73条の3第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

議案第3号

さくら市都市計画税条例の一部改正について

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月2日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

さくら市都市計画税条例（平成17年さくら市条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第18項を第19項とし、第17項を第18項とする。

附則第16項中「附則第10項及び第12項」を「附則第11項及び第13項」に、「附則第10項及び第13項」を「附則第11項及び第14項」に、「第13項及び第14項」を「第12項、第14項及び第15項」に、「附則第13項から第15項まで」を「附則第14項から第16項まで」に、「附則第15項の「農地」を「附則第16項の「農地」に、「附則第15項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項を第16項とする。

附則第14項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め同項を附則第

13 項とする。

附則第 9 項から第 11 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 8 項の次に次の 1 項を加える。

(法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合)

9 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさくら市都市計画税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第4号

さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の
一部改正について

さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和4年6月2日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の
一部を改正する条例

(さくら市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 さくら市国民健康保険税条例(平成17年さくら市条例第65号)の
一部を次のように改正する。

附則第22項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

(さくら市介護保険条例の一部改正)

第2条 さくら市介護保険条例(平成17年さくら市条例第122号)の一部
を次のように改正する。

附則第19項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のさくら市国民健康保険税
条例及びさくら市介護保険条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

議案第 5 号

令和 4 年度さくら市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 2,325 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 197 億 7,325 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 2 日 提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
15 国 庫 支 出 金			
		1 国 庫 負 担 金	
		2 国 庫 補 助 金	
16 県 支 出 金			
		2 県 補 助 金	
19 繰 入 金			
		2 基 金 繰 入 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,806,826	124,018	2,930,844
2,231,939	80,033	2,311,972
563,903	43,985	607,888
1,389,605	59,415	1,449,020
365,621	59,415	425,036
1,057,938	39,818	1,097,756
1,057,936	39,818	1,097,754
19,550,000	223,251	19,773,251

歳 出

款		項	
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費		
	2 児 童 福 祉 費		
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費		
5 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費		
6 商 工 費	1 商 工 費		
8 消 防 費	1 消 防 費		
9 教 育 費	1 教 育 総 務 費		
	6 保 健 体 育 費		
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
6,657,538	9,642	6,667,180
2,910,235	147	2,910,382
3,271,455	9,495	3,280,950
1,278,946	96,765	1,375,711
674,062	96,765	770,827
623,410	66,231	689,641
592,133	66,231	658,364
1,906,347	31,500	1,937,847
1,906,347	31,500	1,937,847
793,148	1,870	795,018
793,148	1,870	795,018
2,157,064	17,243	2,174,307
561,172	11,743	572,915
583,253	5,500	588,753
19,550,000	223,251	19,773,251

令和4年度さくら市一般会計補正予算
(第2号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
15 国	庫 支 出 金	2,806,826
16 県	支 出 金	1,389,605
19 繰	入 金	1,057,938
	歳 入 合 計	19,550,000

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
124,018	2,930,844	
59,415	1,449,020	
39,818	1,097,756	
223,251	19,773,251	

歳出

款			補正前の額	補正額
3	民	生 費	6,657,538	9,642
4	衛	生 費	1,278,946	96,765
5	農 林 水 産 業	費	623,410	66,231
6	商	工 費	1,906,347	31,500
8	消	防 費	793,148	1,870
9	教	育 費	2,157,064	17,243
歳 出 合 計			19,550,000	223,251

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
6,667,180			9,430	212	
1,375,711	92,360		2,038	2,367	
689,641	63,726			2,505	
1,937,847	19,921			11,579	
795,018				1,870	
2,174,307	7,426			9,817	
19,773,251	183,433		11,468	28,350	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	2,806,826	124,018	2,930,844
	1 国庫負担金	2,231,939	80,033	2,311,972
	4 衛生費国庫負担金	65,403	80,033	145,436
	2 国庫補助金	563,903	43,985	607,888
	1 総務費国庫補助金	151,748	35,705	187,453
	3 衛生費国庫補助金	66,540	8,280	74,820

16	県支出金	1,389,605	59,415	1,449,020
	2 県補助金	365,621	59,415	425,036
	4 農林水産業費県補助金	126,542	59,415	185,957

19	繰入金	1,057,938	39,818	1,097,756
	2 基金繰入金	1,057,936	39,818	1,097,754
	1 財政調整基金繰入金	705,936	28,350	734,286
	10 さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	0	11,468	11,468

15 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 保健衛生費負担金	80,033	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 (10/10)	80,033
1 総務費補助金	35,705	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	35,705
1 保健衛生費補助金	8,280	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 (10/10)	8,280

1 農業費補助金	59,415	畜産環境対策総合支援事業補助金	59,415

1 財政調整基金繰入金	28,350	財政調整基金繰入金	28,350
1 さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	11,468	さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	11,468

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3	民生費	6,657,538	9,642	6,667,180			9,430	212
	1 社会福祉費	2,910,235	147	2,910,382				147
		6 介護保険費	562,828	147	562,975			
	2 児童福祉費	3,271,455	9,495	3,280,950			9,430	65
		1 児童福祉総務費	1,519,304	9,495	1,528,799			9,430

4	衛生費	1,278,946	96,765	1,375,711	92,360		2,038	2,367
	1 保健衛生費	674,062	96,765	770,827	92,360		2,038	2,367
		1 保健衛生総務費	225,679	6,400	232,079	4,047		
	2 予防費	343,353	90,365	433,718	88,313		2,038	14

5	農林水産業費	623,410	66,231	689,641	63,726			2,505	
	1 農業費	592,133	66,231	658,364	63,726			2,505	
		3 農業振興費	120,275	6,816	127,091	4,311			2,505
		4 畜産費	4,139	59,415	63,554	59,415			

6	商工費	1,906,347	31,500	1,937,847	19,921			11,579
---	-----	-----------	--------	-----------	--------	--	--	--------

3 民生費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
27 繰出金	147	○介護保険特別会計繰出金 他会計繰出金	147 147
10 需用費	495	○こども政策課庶務事務 消耗品費	9,495 495
12 委託料	9,000	業務委託料	9,000

18 負担金、補助及び交付金	6,400	○新型コロナウイルスワクチン接種体制確保交付金事業 交付金	6,400 6,400
1 報酬	1,058	○新型コロナウイルス対策事業 消耗品費	2,052 2,052
3 職員手当等	159	○新型コロナウイルスワクチン接種事業 その他非常勤職員報酬	88,313 1,058
8 旅費	16	期末手当	159
10 需用費	2,400	非常勤職員費用弁償	16
11 役務費	5,214	消耗品費	348
12 委託料	80,418	通信運搬費	502
		手数料	4,712
		業務委託料	80,418
13 使用料及び賃借料	1,100	使用料	1,100

18 負担金、補助及び交付金	6,816	○主食用米作付農家支援事業 交付金	6,816 6,816
18 負担金、補助及び交付金	59,415	○畜産環境対策総合支援事業 補助金	59,415 59,415

--	--	--	--

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	1 商工費	1,906,347	31,500	1,937,847	19,921			11,579
	2 商工振興費	1,652,805	31,500	1,684,305	19,921			11,579

8		消防費	793,148	1,870	795,018				1,870
	1	消防費	793,148	1,870	795,018				1,870
		2 消防施設費	679,068	1,870	680,938				1,870

9		教育費	2,157,064	17,243	2,174,307	7,426			9,817
	1	教育総務費	561,172	11,743	572,915	7,426			4,317
		2 事務局費	423,100	11,743	434,843	7,426			4,317
	6	保健体育費	583,253	5,500	588,753				5,500
		3 学校給食費	238,612	5,500	244,112				5,500

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	27,500	○地元応援キャッシュレスポイント還元事業 業務委託料 交付金	31,500
18 負担金、補助 及び交付金	4,000		27,500
			4,000

10 需用費	1,870	○消防施設管理事業 修繕料	1,870
			1,870

18 負担金、補助 及び交付金	11,743	○学校教育課庶務事務 交付金	11,743
			11,743
14 工事請負費	5,500	○給食センター管理運営事業 工事請負費	5,500
			5,500

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(306) 362	375,681	1,258,891	773,304	2,407,876	481,079	2,888,955	
補正前	(306) 362	374,623	1,258,891	773,129	2,406,643	481,079	2,887,722	
比 較	(0) 0	1,058	0	175	1,233	0	1,233	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26,598	34,448	20,888	883	136,387	2,265
	補正前	26,598	34,432	20,888	883	136,387	2,265
	比 較	0	16	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	36,586	310,399	186,792	17,065	0	993
	補正前	36,586	310,240	186,792	17,065	0	993
	比 較	0	159	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

ア 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(302) 53	375,681	137,812	116,853	630,346	106,978	737,324	
補正前	(302) 53	374,623	137,812	116,678	629,113	106,978	736,091	
比 較	(0) 0	1,058	0	175	1,233	0	1,233	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	0	16,820	0	0	6,912	0
	補正前	0	16,804	0	0	6,912	0
	比 較	0	16	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	93,121	0	0	0	0
	補正前	0	92,962	0	0	0	0
	比 較	0	159	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

議案第 6 号

令和 4 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度さくら市介護保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 44 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35 億 1,730 万 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 2 日 提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
3 国 庫 支 出 金	2 国 庫 補 助 金
8 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
804,861	293	805,154
213,801	293	214,094
562,698	147	562,845
562,698	147	562,845
3,516,867	440	3,517,307

歳 出

款	項
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
102,173	440	102,613
66,198	440	66,638
3,516,867	440	3,517,307

令和4年度さくら市介護保険特別会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
3 国庫	支出金	804,861
8 繰	入金	562,698
歳入合計		3,516,867

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
293	805,154	
147	562,845	
440	3,517,307	

歳出

款	補正前の額	補正額
1 総 務 費	102,173	440
歳 出 合 計	3,516,867	440

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
102,613	293			147	
3,517,307	293			147	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	804,861	293	805,154
	2 国庫補助金	213,801	293	214,094
	4 事務費交付金	0	293	293

8	繰入金	562,698	147	562,845
	1 一般会計繰入金	562,698	147	562,845
	4 その他一般会計繰入金	102,992	147	103,139

3 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	293	事務費交付金国庫補助金 293

2 事務費繰入金	147	事務費繰入金 147

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	102,173	440	102,613	293			147
	1	総務管理費	66,198	440	66,638	293			147
		1 一般管理費	66,198	440	66,638	293			147

1 総務費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	440	○介護保険事務 業務委託料	440 440

議案第 7 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を認定するため、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点
1	市道 U 2100 号	さくら市大中	さくら市氏家

令和 4 年 6 月 2 日 提出

さくら市長 花塚 隆 志

議案第 8 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、市道路線を変更するため、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	新旧別	起 点 終 点
1	市道 U 2065 号	旧	さくら市草川 さくら市草川
		新	さくら市草川 宇都宮市芦沼町

令和 4 年 6 月 2 日 提出

さくら市長 花塚 隆 志

報告第 1 号

令和 3 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 3 年度さくら市一般会計繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和 4 年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

(別紙)

令和3年度さくら市一般会計 繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				
						国県支出金	地方債	その他		
2	総務費	1 総務管理費	住民情報関連システム管理事業	6,700,000	6,700,000		6,700,000			
2	総務費	1 総務管理費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業(総政所管)	570,480,000	280,787,000		280,787,000			
2	総務費	1 総務管理費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業(福祉所管)	70,220,000	70,157,000		70,157,000			
4	衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	220,996,000	17,000,000		17,000,000			
6	農林水産業費	1 農業費	農業委員会事務費	320,000	320,000		320,000			
7	商工費	1 商工費	消費拡大クーポン券配布事業	20,000,000	20,000,000					20,000,000
8	土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	26,800,000	26,800,000		11,523,000	10,300,000		4,977,000
8	土木費	2 道路橋梁費	道路改良事業	76,374,000	64,104,000		20,671,000	15,800,000		27,633,000
8	土木費	2 道路橋梁費	市道U1-10号道路改良事業	64,682,000	61,821,000		29,937,000	26,900,000		4,984,000
8	土木費	2 道路橋梁費	橋梁維持事業	147,200,000	49,000,000		24,500,000	22,000,000		2,500,000
8	土木費	3 都市計画費	氏家駅東地区魅力向上事業	4,796,000	4,796,000					4,796,000
9	消防費	1 消防費	消防団運営事業	13,383,000	13,383,000			11,500,000		1,883,000
10	教育費	1 教育総務費	学校ICT管理事業	3,550,000	3,550,000		1,597,000			1,953,000
10	教育費	2 小学校費	小学校施設長寿命化改良事業	455,522,000	455,522,000		150,000,000	300,000,000		5,522,000
10	教育費	2 小学校費	小学校運営事業	8,556,000	8,556,000		4,275,000			4,281,000
10	教育費	3 中学校費	中学校運営事業	2,702,000	2,702,000		1,350,000			1,352,000
10	教育費	5 社会教育費	氏家公民館運営事業	60,000,000	60,000,000			54,000,000		6,000,000

報告第 2 号

令和 3 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

令和 3 年度さくら市一般会計事故繰越しに係る歳出予算の経費を令和 4 年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

(別紙)

令和3年度さくら市一般会計 事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一般財源	
8	土木費	2 道路橋梁費	道路改良事業	4,627,000	2,804,000	1,823,000	1,823,000			1,823,000	契約の相手方が移転 先地の選定や事務手 続き等に不測の日数 を要したため

報告第 3 号

令和 3 年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、さくら市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

令和3年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係 る繰越を要するた な即資産の購入限 度額	説 明			
						損益勘定 留保資金							
1	資本的支出	1	建設改良費	未普及地域解消事 業費 (7工区)	円	円	円	円	円	円	0	0	他工事との重複部分の施工に際し、 工期の調整が必要になったため
		合	計		33,000,000	0	33,000,000	33,000,000	0	0			

報告第 4 号

令和 3 年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、さくら市下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

令和3年度 さくら市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな御資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1	1	氏家水処理センターNo.1汚泥脱水機制御盤修繕	円 3,025,000	円 0	円 3,025,000	円 0	円 0	円 3,025,000	円 0	円 0	半導体の需要が急増し、世界的な半導体の不足により、交換部品の調達に不測の日数を要したため
合 計			3,025,000	0	3,025,000	0	0	3,025,000	0	0	

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所



氏 名

渡 邊 幸 雄

生年月日



令和 4 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花塚 隆 志